令

和 6

年 3

月 29

日

2

3

外

要 目

主

次

号外第28号 0

則

千葉県財務規則の一部を改正する規

萴

規

則

4

葉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県知

熊

谷

俊

人

千葉県規則第四十三号

報

葉県財務規則の一部を改正する規則

葉県財務規則(昭和三十九年千葉県規則第十三号の二) 0) 一部を次のように改正す

第一条中「第百七十三条の三」を「第百七十三条の六」に改める

関する」に改める。 第五十三条第三項第六号中「高等技術専門校」を「テクノスクール」に改める。 第五十七条の二第二項中「指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる 第三条第三号中「私人に支出の」を 「法第二百四十三条の二第一項の規定により支出に

葉

|各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める事項」に改め、同項に次の各号を加え 歳入等の種類及び指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間」を「次の

できる期間 法第二百三十一条の二の三第二項 指定納付受託者が納付事務の委託を受けること

託者が委託を受けて納付事務を行うことができる歳入等の種類及び指定納付受託者が 法第二百三十一条の二の三第四項又は第二百三十一条の二の七第二項 付事務の委託を受けることができる期間 指定納付受

(金曜日)

付事務の委託を受けることができる期間」 第五十七条の二第三項中「前項の規定による告示をした事項」を「指定納付受託者が納 に、 「当該変更に係る事項」を「その旨」に改

第五十八条及び第五十八条の二を次のように改める。

<u>令和6年3</u>月 第五十八条 今第百七十三条の二第一項に規定する指定公金事務取扱者が徴収することに (歳入の徴収の委託

> より収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると知事が認める歳入は、 る歳入とする。 同項各号に掲

- 委託をする場合は、事務の内容を明らかにして、委託契約を締結しなければならない。 歳入徴収者は、法第二百四十三条の二第一項の規定により歳入の徴収に関する事務
- でに提出しなければならない。 歳入の徴収に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者は、毎月の歳入金につい 令第百七十三条の二第二項に規定する計算書を作成し、 歳入徴収者が定める期日ま
- 第三十八条、 る収入事務は、 る。ただし、別に定める納入方法により指定公金事務取扱者が納入を受ける場合におけ 歳入の徴収に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者は、第百二十八条第四号 歳入の徴収に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者の収入事務については、 第四十条、第四十一条及び第五十三条から第五十五条までの規定を準用す 歳入徴収者が定めるところによるものとする。
- 5 に規定する現金出納簿を備えて現金の出納を整理しなければならない。 (歳入の収納の委託)

第五十八条の二 法第二百四十三条の二の五第一項に規定する知事が定める歳入等 (歳入

2 外の歳入とする。 歳出外現金を除く。) 歳入徴収者は、法第二百四十三条の二第一項の規定により歳入の収納に関する事務の は、地方自治法施行規則第十二条の二の二十各号に定めるもの以

- 3 委託をする場合は、事務の内容を明らかにして、 歳入の収納に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者は、毎月の歳入金につい 令第百七十三条の二第二項に規定する計算書を作成し、 委託契約を締結しなければならない。 歳入徴収者が定める期日ま
- 4 第五十三条から第五十五条までの規定を準用する。ただし、 ろによるものとする。 指定公金事務取扱者が納入を受ける場合における収入事務は、歳入徴収者が定めるとこ 歳入の収納に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者の収入事務については、 別に定める納入方法により

でに提出しなければならない。

- 5 より収納する方法とする。 入の納入に関する書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に 法第二百四十三条の二の五第二項に規定する知事が定める方法は、納付書その他の歳
- に規定する現金出納簿を備えて現金の出納を整理しなければならない。 歳入の収納に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者は、第百二十八条第四号

第五十九条を次のように改める。

第五十八条の三を削る

(歳入の徴収又は収納に関する事務の委託に係る事前審査及び協

第五十九条 納に関する事務を委託する場合において、一般競争入札又は指名競争入札の方法により 歳入徴収者は、 法第二百四十三条の二第 一項の規定により歳入の徴収又は収

知を行う前に、 百八条第一項の公告を行う前に、指名競争入札の場合にあつては第百十三条第二項の通 該事務に係る委託契約を締結しようとするときは、 当該委託契約の内容等について会計管理者の審査を受けなければならな 一般競争入札の場合にあつては第

2 知事は、 法第二百四十三条の二第一項の規定により歳入の徴収又は収納に関する事務

の委託を受けることができることとなる者の指定をしようとするときは、

あらかじめ会

計管理者と協議しなければならない。

民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する」及び「(以下「郵便貯金 第九十四条に規定する郵便貯金銀行(以下「郵便貯金銀行」という。)」に改め、 第六十八条第二項中「その他の銀行」を「郵政民営化法 (平成十七年法律第九十七号) 「郵政

第七十四条に次の一号を加える。

行」という。)」を削る。

犯罪被害者の支援のための消耗品の購入に要する経費

定公金事務取扱者」に改める。 出に関する」に改め、同項の表中「の事務の受託者」を「に関する事務の委託を受けた指 けた者(以下本条において「支出事務受託者」という。)」を「支出に関する事務の委託 る事務の委託を受けた指定公金事務取扱者」に改め、同条第四項中「、支出の」を「、支 を受けた指定公金事務取扱者」に改め、 第八十六条第一項中「令第百六十五条の三第一項」を「法第二百四十三条の二第一項」 「私人に支出の」を「支出に関する」に改め、同条第二項中「支出の事務の委託を受 同条第三項中「支出事務受託者」を「支出に関す 別表第四出納局の項中

第九十条第一項中「指定金融機関以外の銀行」を「郵便貯金銀行」に改める。

第百四十四条の次に次の一条を加える。

(歳入歳出外現金の収納の委託)

| 第百四十四条の二 法第二百四十三条の二の五第一項に規定する知事が定める歳入等(歳 以外の歳入歳出外現金とする。 入歳出外現金に限る。)は、地方自治法施行規則第十二条の二の二十各号に定めるもの

2 あるのは「第百四十二条の二から第百四十四条まで」と読み替える。 現金等出納通知者」と、第五十八条の二第四項中「第五十三条から第五十五条まで」と 準用する。この場合において、これらの規定中「歳入徴収者」とあるのは「歳入歳出外 納に関する事務の委託及び当該委託を受けることができることとなる者の指定について 第五十八条の二第二項から第六項まで及び第五十九条の規定は、 歳入歳出外現金の

う。 により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」とい 第百六十一条第三項中「磁気ディスク、 )」を「電磁的記録媒体 (電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。) 」に改め シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法

百六十三条第二項中「、支払場所が指定金融機関以外の銀行(郵便貯金銀行を除

改める。 く。)である場合は出納取扱店振出しの小切手を」を削り、 「場合は」を 「場合は、

に改める。 第百七十条第三項及び第百七十五条第三項中「磁気ディスク等」を 「電磁的記録媒体」

第百七十八条中「又は歳入の徴収の事務の委託を受けた者」を削る

該委託事務」を「指定公金事務取扱者が委託を受けて行う事務」に改める。 第二百二十四条第二項第一号中「徴収若しくは収納事務又は支出事務の受託者が 行う当

第二百二十六条の見出し中「及び時期」を削り、 同条第二項及び第三項を削る。

第一項後段」に改める。 第二百三十四条中 「第二百四十三条の二の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の 八

八第三項」に改める 第二百三十五条第三項中 「第二百四十三条の二の二第三項」 を 「第二百四十三条の二の

所の項中「東金高等技術専門校」を「東金テクノスクール」に改める。 務所の項中「旭高等技術専門校」 項中「我孫子高等技術専門校」を「我孫子テクノスクール」に改め、 高等技術専門校」を「障害者テクノスクール」に改め、 「船橋高等技術専門校」を「船橋テクノスクール」に改め、 別表第一出納局の項中「市原高等技術専門校」を を 「旭テクノスクール」に改め、同表山武地域振興事務 「市原テクノスクール」 同表葛南地域振興事務所の項中 同表東葛飾地域振興事務所の 同表海匝地域振興事 に、

課	徒安全	児童生						財務課
金の収納事務	校等進学奨励金貸付	地域改善対策高等学	貸付金の収納事務	学資	金貸付金並びに	励資金貸付金、奨学	及び通信課程修学奨	高等学校定時制課程
- を								

<u> </u>	Ο,	) V	12	<u> </u>		21	, (	ΗХ	•	<i>V)</i>	万义				
					財務課	7	課	徒安全	児童生						財務課
貸付金の収納事務	立学校教員修学資金	資金貸付金並びに公	励資金貸付金、奨学	及び通信課程修学奨	高等学校定時制課程		金の収納事務	校等進学奨励金貸付	地域改善対策高等学	貸付金の収納事務	立学校教員修学資金	資金貸付金並びに公	励資金貸付金、奨学	及び通信課程修学奨	高等学校定時制課程
		ξ δ	こ汝かる。			_					を				

に

号外第28号 令和6年3月29日 (金曜日) 報 校」を「障害者テクノスクール」に改める。 館にあつては、管理課長)」を加え、同表各高等技術専門校の項中 を「各テクノスクール」に改め、同表障害者高等技術専門校の項中 の」を「調整を担当する」に改め、同表各博物館の項中「庶務課長」の下に「(中央博物 「、第五十八条の二第七項及び第五十八条の三第五項」や記 千葉県会計管理者(納員、分任出納員、 金取扱員) 様 別表第五児童生徒安全課の項を削り、 別記第四十二号様式の二から第四十二号様式の四までを削る。 別記第四十一号様式から第四十二号様式までを次のように改める。 別記第三十九号様式 様式目次の表四十一 及び四 様式目次の表三十九の項中「、 別記第五十四号様式(その1) 第四十一号様式及び第四十二号様式 四 十 一 指定公金事務取扱者 様 徴収 (収納) 事務受託 同表四十一の項を次のように改める。 本書のとおり払い込 削除 田思田 ш の二の項から四 を に改める。 (その1) 中 千葉県会計管理者(出納員、分任出納員、分任出納員、現金取扱員) 指定公金事務取扱者 本書のとおり払い込みます。 第五十八条の二第七項及び第五十八条の三第五項」を削 (表) Ш 十 二 同表人事委員会事務局任用課の項中「総務企画班 Ш 0 四の項までを削る。 に、 燕 り、 「障害者高等技術専門 「各高等技術専門校」 を <sup>-</sup>2 「千葉県会計管理者 2 「知事(かい長) 「千葉県会計管理者(出納員) 「知事 (かい長) 「知事 (かい長) 「指定公金事務取扱者」に改める。 「指定公金事務取扱者 別記第六十八号様式中 「知事(かい長) 別記第七十号様式及び第七十一号様式中 別記第六十九号様式中 別記第六十六号様式中 別記第六十七号様式中 4  $\omega$ から承け取してください。 別途送付される郵便貯金銀行が発行する振替払出証書によつて、郵便局 から受け取してください。 別途送付される郵便貯金銀行が発行する振替払出証書によって、郵便局 記第八十三号様式(その1) 送金小切手によつて同支払場所から受け取つてください。 上記の金額を上記振替先に振替済みにつき通知します。 上記の金額は、 上記の金額を上記振替先に振替済みにつき通知します。 上記の金額は、 上記の金額は、 (出納員) 上記支払場所に送金手続済みでありますので、 Z Z 「段黙者」を 銀行 蓧 蓧 蔟 蔟 1 指定公金事務取扱者 指定公金事務取扱者」 桝 支店より送金手続済みでありますので、 支店より送金手続済みでありますので、 「指定公金事務取扱者」に改める。 支出事務 指定公金事務取扱者. 蔟 に改め、 受託者」 受託者住所」 同様式の備考中「鳰黙哉」を 帝 受託者」 を に改める。 严 を を に改める。 に改める。 同封の を に改める。

ı	号外第28号	Ŧ	葉	県	報	令和6年	三 3 月 29 日	(金曜日)
購読料 本号 一切			日以後においても、当分の間、2 この規則の施行の日前に、7	<ul><li>(経過措置)</li><li>(施行期日)</li><li>(施行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li><li>(本行期日)</li></ul>	千葉県会計管理者 様 (日 教 具 分任出納員 現金取扱員		千葉県会計管理者 (出 納 員 分任出納員 現金取扱員	「本書のとおり払い込みます。
部    一二円			改正前の	四月一日から施行する。	千葉県会計管理者(出納 員、分任出納員、現金取 扱員) 様 指定公金事務取扱者 様		名 千葉県会計管理者(出納員、 任出納員、現金取叛員) 指定公金事務取扱者	「本書のとおり払い込みます。
			所要の調整をして使用することができる。正前の千葉県財務規則の規定により調製した用紙は、同		に改める。		\$	
発行			ļΗJ					
購 読 申 込								
先 千葉市中央区市場町一番一号								
千 〇 四								
〇四三(二二三)二六五八								
二) 二六								
五八県								